番号	事業概要・事業主体等	7 7.7 7 7 7 7	事業採択時の状況及び社会情 勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (世界状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業ご対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト縮咸・代替条等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への景響) (事業を中止した場合の景響)	(継続・中止)
©	(事業名・地区) (一) 珍崎浦郷港線 防災安全交付金(改良) 事業 珍崎工区 (事業位置) 隠岐郡西ノ島町浦郷地内 (事業費) 506,000千円 (事業概要) 本事業は、同野郡西ノ島町浦郷地内の1.4km区間を現道拡幅による1.5 車線的改良により整備するものである。 (事業上体の根拠) 道路法第15条 (再評価区分) ②事業採択後10年を経過している継続中の事業 (担当部課名) 土木部道路建設課	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度:H21年度 用地着手年度:H21年度 工事着手年度:H22年度 完了予定年度:H34年度 経過年数: 10年 (進捗状況と今後の見込) 全体で70%の進捗(事業費ベース)。 用地補償は98%完了。 (41筆中40筆買収済) 工事は約63%の進捗であり、一部完了。 現在、2工区及び4工区の 土工工事を施工しており、H3	(事業導入の経緯・目的) 本路線は隠岐郡西ノ島町の珍崎地区を起点とし、西ノ島町役場の位置する西ノ島町浦郷に至る路線である。当該路線は、珍崎漁港住民の唯一の通勤・通学等の日常生活道路であるとともに、西ノ島町地域防災計画において避難路にも指定されている重要な道路である。しかし、本区間は現道幅員狭小で線形も悪く、落石危険個所もあるため、本事業により円滑で安全な通行の確保を図る。 (事業を取り巻く社会情勢) 当該路線は、う回路がなく、地域住民にとって極めて重要な生活道路であるため、安全な通行環境の確保が重要である。また、平成19年8月の大雨災害において、法面崩落等に伴い全面通行止めが発生し、珍崎地区が孤立したため、災害時の安全性向上を図る本事業の早期整備が期待されている。 (事業ご対する地元情勢・計画の熟度) 用地買収は98%完了しており、地元も協力的	(費用対効果) B/C=算定せず ※ 1.5 車線的改良は、便益の 評価手法が確立されていないため算定不可 (コスト縮減・代替案等) ①事業規模の妥当性 沿線の地形や道路の利用状況を考慮し、1.5車線的改良した。 ②事業方法の妥当性 地形等を考慮し、経済的なルート案を採用した。 ③コスト縮減への取組 掘削により発生した土砂を 盛土材として利用した。 (その他の効果) 西ノ島町役場等の公共機関 へのアクセスの利便性及び安全性が向上するとともに、町	可能な箇所で緑化を図り、自然環境に配慮した工法を採用している (事業を中止した場合の影響) 狭隘区間が解消されないため、 安全で円滑な交通の確保できない。 用地買収は98%完了しており中止した場合、用地提供者など地元 住民の理解が得られない。	継続の理由)本事業により、狭隘区間や法面危険箇所が解消され、珍崎地区から西ノ島の中心部までの安全で円滑な交通が確保出来る。また、このことにより集落の維持や活性化に貢献するものである。

『安全』・『安心』な生活関連道路の整備

一般県道 珍崎浦郷港線 珍崎工区

【路線の概要】

一般県道珍崎浦郷港線は、隠岐郡西ノ島町の珍崎地区を起点とし、役場の位置する西ノ島町浦郷 に至る路線である。当該路線は、珍崎地区住民が通勤・通学等に利用する唯一の生活道路であり、 また、西ノ島町地域防災計画に災害時の避難路として位置づけられる重要な道路である。

【現状と課題】

- 1. 幅員が狭く、カーブ筒所が多数存在することから、車両のすれ違いや大型車の通行が困難
- 2. 平成19年8月の大雨災害において、法面崩落等に伴う全面通行止めが発生し、珍崎地区が孤 立化。また、斜面の要対策簡所が3箇所あり。

【事業目的】

幅員の狭い箇所の拡幅や急カーブ区間の改良、落石危険個所の除去などにより、円滑で安全な通 行の確保を図る。

事業手法については、急峻な地形を有しており、交通量も比較的少ないことから、1.5車線的改良を 採用





